

## 街づくり 地元権限後退

大阪市廃止・特別区設置は、地方自治体の権限と財源の両面で住民生活に大きな影響を及ぼす。名古屋市瑞穂区の高層マンション建設問題にすこし関わらなかで、居住環境を守るうえで都市計画の重要性を再認識した。毎日新聞 10 月 16 日朝刊に、街づくりの権限について、東京都の現状を踏まえて問題が提起されていたので抜粋して紹介する。

政令市の大阪府を廃止し、「中核市並み」の特別区に再編する「大阪都構想」は広域的な街づくりの権限を府に一元化するのが大きな目的だ。逆にいえば、市が持っていた街づくりに関する決定権の一部を失うことでもある。

「日本の台所」と呼ばれた築地市場（東京都中央区）は 2018 年 10 月に豊洲市場（同江東区）が開場するまで移転問題で揺れ続けた。「東京都から正式に移転の連絡を受けたのは都が市場を移す方針を発表してから 2 年後の 01 年。地元住民の要望を受け移転反対を必死に訴え続けたが、都から一切説明がなかった」。中央区の吉田副区長は当時を振り返り、唇をかむ。1998 年ごろまでは同じ場所で再整備する計画も進んでいた。施設の 2 階建てなどに事業者から異論が出て急転直下の豊洲移転となった。

東京都中央区の人口は約 17 万人。区選出の都議会議員は 1 人しかおらず、地元の意見は都の政策を議論する都議会で全く反映されなかった。大阪府が廃止されれば、大規模な都市計画事業は大阪府議会で議論される。その府議会に、市廃止後の 4 つの特別区からの選出議員は合わせても全体の 3 割程度しかない。

大阪市内では、大阪公立大のキャンパスが 25 年度を目標に整備される予定の城東区や、リニア新幹線の開通を見据えた新大阪駅周辺で今後開発が進む見通しで、特別区ではなく広域行政を担う府が計画を主導する可能性もある。吉田副区長は「都構想が実現すれば、大型施設の強引な移転や建設なども可能になるだろう。特別区は限られた政治力と権限の中で対抗するしかない」と話す。

都市計画における特別区の権限では、通常市町村が持つ「用途地域」の権限も特別区にはない。これは東京だけでなく、大阪における特別区も同様だ。用途地域とは、居住環境の保護など計画的な市街地を作るため、都市計画法に基づき低層住居の地域や商業地域、工業地域など地区ごとに用途を指定する制度だ。東京都は「幹線道路沿いの商業地の幅などを区を超えてそろえる必要があり、広域行政を担う都が担当する」と説明。23 区側は「実際に住宅地を調査して用途案を都に提出しているのは特別区。権限を区に渡すべきだ」と主張し、つばぜり合いが常態化している。

世田谷区の保坂区長は「区に用途地域の権限がないため、地元の要望をスムーズに街づくりに反映させることが難しい」と訴える。



(2020年10月18日)